

日進市赤ちゃんの駅認定事業実施要綱

平成30年7月5日
要綱第44号

(趣旨)

第1条 この要綱は、子育てにやさしいまちづくりを進めるため、気軽に授乳又はおむつ替えができる設備を備えた市内の施設を赤ちゃんの駅として認定及び公表を行う日進市赤ちゃんの駅認定事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(認定対象施設)

第2条 赤ちゃんの駅の認定対象施設は、市内にある不特定多数の者が利用する施設とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する施設は除く。

- (1) 日進市暴力団排除条例（平成24年日進市条例第22号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が関与する施設
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を害し、又は害するおそれのある施設
- (3) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする施設
- (4) その他市長がふさわしくないと認めた施設

(認定基準)

第3条 赤ちゃんの駅の認定基準は、授乳又はおむつ替えができる場所を提供できる施設であって、次に掲げる事項を満たすものとする。

- (1) 授乳又はおむつ替えを主たる目的とした施設利用が可能であること。
- (2) 授乳又はおむつ替えができる場所が屋内にあり、かつ、無料で利用できること。
- (3) 衛生面に配慮し、定期的に清掃が行われていること。
- (4) 授乳ができる場所にあっては、壁、カーテン等で四方を仕切られ、外部の目を気にせず安心して授乳できる場所であること。
- (5) おむつ替えができる場所にあっては、おむつ替え台、ベビーベッド等を備え、安全におむつ替えをすることができる場所であること。

(申請方法)

第4条 赤ちゃんの駅の認定を希望する者（以下「申請者」という。）は、日進市赤ちゃんの駅認定申請書（第1号様式。以下「認定申請書」という。）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、認定申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該施設を赤ちゃんの駅として認定するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により赤ちゃんの駅として認定した場合は、申請者に対し、日進市赤ちゃんの駅認定通知書（第2号様式）により通知するとともに、日進市赤ちゃんの駅ステッカー（第3号様式。以下「ステッカー」という。）を交付するものとする。

(表示等)

第5条 前条の規定により赤ちゃんの駅の認定を受けた施設（以下「認定施設」という。）の管理者（以下「管理者」という。）は、ステッカーを利用者の目につきやすい場所に表示し、適正に管理するものとする。

2 管理者は、ステッカーが破損し、又は劣化した場合は、市長に交換を申し出るものとする。

3 管理者は、認定を解除し、又は取り消されたときは、解除又は取消しの日以降、ステッカーを表示してはならない。

(認定の変更)

第6条 管理者は、認定を受けた内容に変更が生じたときは、日進市赤ちゃんの駅認定変更届出書（第4号様式）により市長に届け出なければならない。

(認定の解除)

第7条 管理者は、認定施設が認定基準を満たさなくなったとき又はやむを得ない事情により認定の解除を希望するときは、日進市赤ちゃんの駅認定解除届出書（第5号様式）により市長に届け出なければならない。

(認定の取消し)

第8条 市長は、認定施設が次の各号のいずれかに該当する場合は、赤ちゃんの駅の認定を取り消すものとする。

(1) 第2条に規定する認定対象施設ではないことが明らかになったとき。

(2) 第3条に規定する認定基準を満たさないことが明らかになったとき。

(3) その他赤ちゃんの駅として適当でないと市長が認めるとき。

2 市長は、前項の規定により赤ちゃんの駅の認定を取り消した場合は、日進市赤ちゃんの駅認定取消通知書（第6号様式）により管理者に通知するものとする。

(実施状況報告)

第9条 市長は、管理者に対して、必要に応じ、実施状況について報告を求め、赤ちゃんの駅の現状を確認することができる。

(公表)

第10条 市長は、赤ちゃんの駅の名称、所在地及び登録内容を市のホームページへの掲載その他適当と認める方法により広く市民に公表し、周知するものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、赤ちゃんの駅の認定事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年7月5日から施行する。

附 則(令和3年3月15日要綱第38号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

日進市赤ちゃんの駅認定申請書

年 月 日

日進市長 あて

（申請者）

所在地

事業所名

管理者名

日進市赤ちゃんの駅として認定を受けたいので、日進市赤ちゃんの駅認定事業実施要綱第4条第1項の規定により下記のとおり申請します。

記

店舗・施設名	
所在地	
電話番号	(担当)
開始日	年 月 日
利用できる曜日等	
利用できる時間帯	時 分から 時 分まで
提供できる場所 (○をつけてください。)	1 授乳ができる場所 2 おむつ替えができる場所
備考	

第2号様式（第4条関係）

日進市赤ちゃんの駅認定通知書

第 号
年 月 日

様

日進市長 印

下記のとおり、日進市赤ちゃんの駅として認定しましたので、日進市赤ちゃんの駅認定事業実施要綱第4条第3項の規定により通知します。

記

店舗・施設名	
所在地	
認定日	年 月 日
利用できる曜日等	
利用できる時間帯	時 分から 時 分まで
認定内容	1 授乳ができる場所の提供 2 おむつ替えができる場所の提供
備考	

第3号様式（第4条関係）

（その1 授乳及びおむつ替えができる場所）

赤ちゃんの駅

Baby Station



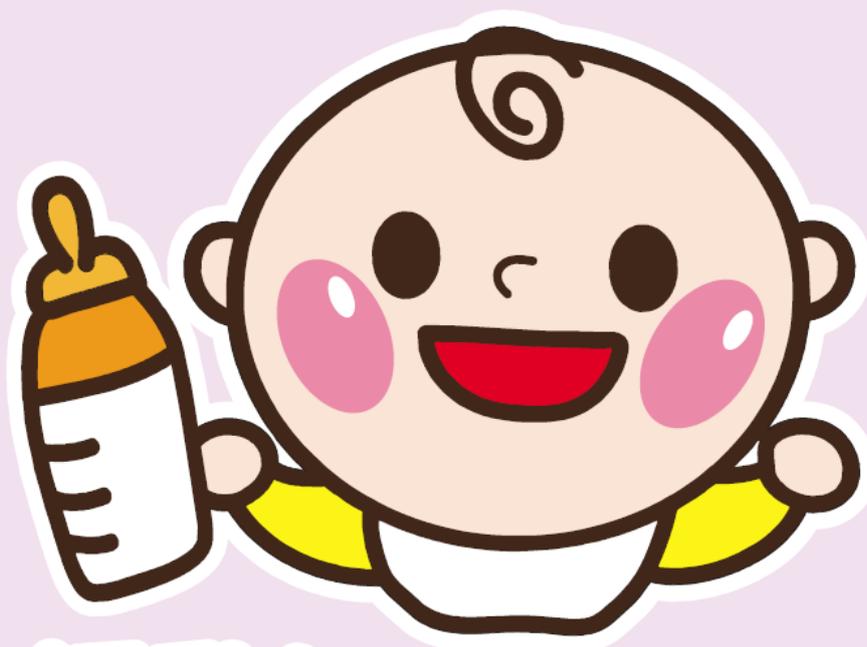
授乳や
オムツ替えに
ご利用ください



(その2 授乳ができる場所)

赤ちゃんの駅

Baby Station



授乳に
ご利用ください

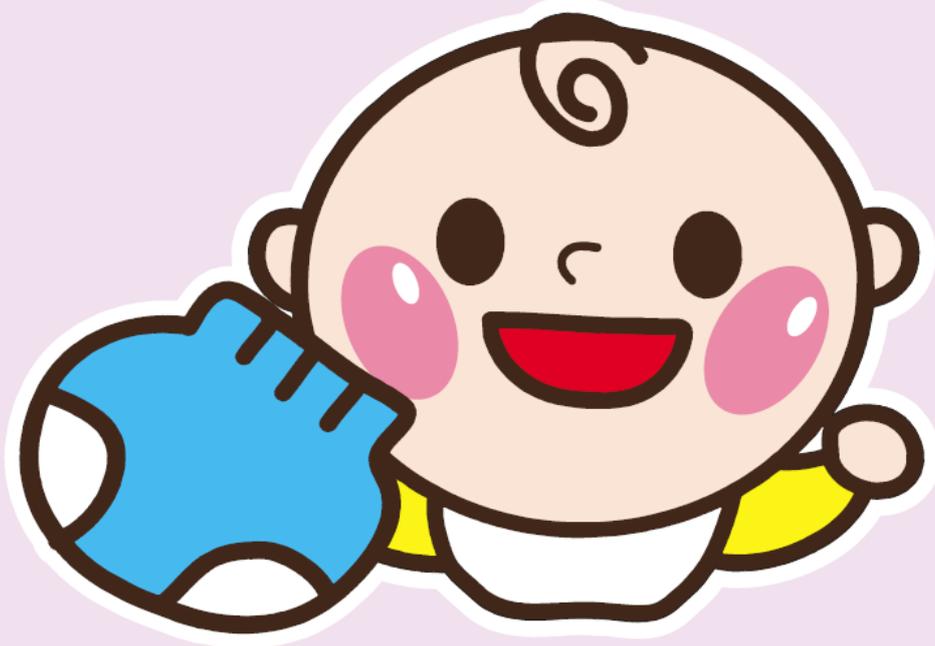


日進市

(その3 おむつ替えができる場所)

赤ちゃん駅の駅

Baby Station



オムツ替えに
ご利用ください



第4号様式（第6条関係）

日進市赤ちゃんの駅認定変更届出書

年 月 日

日進市長 あて

(申請者)
所在地
事業所名
管理者名

年 月 日付け第 号で日進市赤ちゃんの駅として認定を受けたことについて、日進市赤ちゃんの駅認定事業実施要綱第6条の規定により、下記のとおり認定の変更を届け出ます。

記

変更年月日	年 月 日	
変更内容	変更前	変更後

第5号様式（第7条関係）

日進市赤ちゃんの駅認定解除届出書

年 月 日

日進市長 あて

(申請者)
所在地
事業所名
管理者名

年 月 日付け第 号で日進市赤ちゃんの駅として認定を受けたことについて、日進市赤ちゃんの駅認定事業実施要綱第7条の規定により、下記のとおり認定の解除を届け出ます。

記

解除年月日	年 月 日
解除理由	

第6号様式（第8条関係）

日進市赤ちゃんの駅認定取消通知書

第 号
年 月 日

様

日進市長 印

下記のとおり、日進市赤ちゃんの駅の認定を取り消しましたので、日進市赤ちゃんの駅認定事業実施要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

店舗・施設名	
所在地	
認定取消日	年 月 日
認定取消の理由	
備考	